



第16号・理事長の言葉

「サイレント・マジョリティー」

理事長 山崎 省 吾



1、前回の続き

前回第15号の理「事長の言葉」は「消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転問題」をとりあげて、「日本の消費者の力が弱いものとされてきて、為政者からなめられていること」を指摘しました。

たまたま、この6月から山崎は、日弁連の消費者問題対策委員会の消費者行政部会長になって、消費者庁等の徳島移転を阻止する責任者になっていました。

前回第15号の最後の文章は、「・・・結局、消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転は直ちにこれらの消費者行政の機能低下をもたらします。・・・そもそも、消費者庁のようなごく小さい省庁を地方に持っていったところで地元の産業振興にも繋がらず「地方創生」にもなりません。・・・ひょうご消費者ネットも昨年末に反対の意見表明をしました。万一にも消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転がはたされれば、取返しがつかないくらい日本の消費者保護政策は低迷します。そこで、山崎は日弁連の担当者としては反対していくとともに、ひょうご消費者ネットとしても、できる限りの反対運動に参加していきたいと思っています。」と書きました。

2、徳島移転はほぼ阻止できました

平成28年9月1日、政府の「まち・人・しごと創生本部」の基本方針によると、消費者庁本体の徳島移転はほぼ阻止されたようにみえます。徳島と全国を結ぶ航空網や情報通信技術の改善の推移を見守って、3年後に再び見直しをするということになり、この間は徳島に「消費者行政新未来創造オフィス」を置くということになったのです。該当部分を引用してみると、「来年夏

に徳島県内に、消費者行政新未来創造オフィスを置いて、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点とする。徳島県及び周辺（関西、中国・四国）地域の協力を得て、全国の都道府県及び消費者の利益に資する高い成果を創り出すことで、新たな人の流れを生み出すとともに、消費者行政を進化させ、それにより地方創生への貢献を目指す。これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等）は東京で行う。」と記載されているのです。

分かりにくい表現ですが、要するに「（消費者庁等の）本体機能は（徳島には）移さない。その代わり徳島には新しい拠点を作って何らかの実証実験をするオフィスを作る」というようです。そして、3年間に航空網や情報通信技術が大きく変わるわとも思えません。

ぶっちゃけていうと、徳島県はこれまで消費者行政の後進県であって、相談員の人材もなかなか確保されてこなかったし、消費者市民意識も少なく、県内には法学部を有する大学は無い。うえ、適格消費者団体を作る動きも無いようです。ただ、飯泉徳島県知事が躍起になって消費者庁を誘致したいがために、急に基盤作りを急がざるを得なくなった状況なのです。だから、そもそも「（消費者庁の誘致など）無理がある」から心配しなくても、移転などしないとの結論になっていたのかもしれない。

しかし、振り返ると、現在のところ、飯泉徳島県知事ほど消費者問題に熱心な県知事は他にいません。3年後の消費者庁の誘致を狙うという点では、我々とは「避けがたい溝」はあるものの、徳島県は兵庫県の隣県でもあり、かつ、兵庫県は関西広域連合の雄として、かつ、日本で一番最初に消費者センターを創設した消費者問題先進県として、徳島県の「消費者行政新未来創造オフィス」には「協力するべきところは協力する」との姿勢が望ましいように思います。

3、「ストップ！ザ 泣寝入り2」のシンポジウムについて

ところで、ひょうご消費者ネットはこの10月1日に相生市文化会館（扶桑電通なぎさホール）にて薬袋真司弁護士（大阪弁護士会所属）を講師にお招きして「ストップ！ザ 泣寝入り2」のシンポジウムを開催しました。

ここで、薬袋弁護士の講演内容をまとめると、

- ①認知症の方が462万人それに準じるMCIの方が400万人という世界一の超高齢化社会にあって、消費者トラブルの防止のためには悪質電話を撃退するドゥーノットコール制度と悪質な訪問勧誘を防止するドゥーノットノック制度が必要であること
- ②ドゥーノットコール制度は世界の先進国の常識になっているのに、日本にはこの制度が無く、昨年導入しようとしたら業界の大反対にあって、あっという間に頓挫したこと

③ドゥーノートノック制度も、地方公共団体や地域の弁護士会での「迷惑勧誘お断りステッカー」や「迷惑勧誘防止条例」にもかかわらず、ここに法的効果があまり与えられていないので実効性がなく、これについても、昨年導入しようとしたら業界の大反対によってあっという間に頓挫したこと

④そこで、とりあえず出来ることとして、迷惑勧誘防止のステッカーの配布運動地方議会に不招請勧誘防止の条例をどんどん作ってもらう運動、さらに、福祉団体や高齢者団体と協力して「見守りネットワーク」を充実させて、泣寝入りしないさせない「消費者力」を高めようという趣旨のお話でした。

また、この10月度に引き続いて、11月5日に三田市ウッディータウン市民センターでタン・ミッシェル先生を講師にお招きして「ストップ!ザ泣寝入り2」の2回目のシンポジウムを開催しました。タン・ミッシェル先生は、オーストラリア出身の消費者法学者で、長年にわたり大阪の帝塚山大学法学部で教授を務められて昨年に退官されました。山崎とは、昨年3月に近畿弁護士会連合会から不招請勧誘規制についてのオーストラリア・シンガポール視察旅行にて一緒に行動しました。

今回、タン先生は世界における消費者の8つの権利と5つの責任から説き起こし、オーストラリアの消費者政策と日本の消費者政策とを比較して日本の消費者政策は、オーストラリアよりかなり遅れていると指摘されました。ことに不招請勧誘規制は顕著に異なっていて、日本も訪問販売と電話勧誘販売の規制を強化すべきだと言われました。

次回は、12月3日午後からで兵庫県民会館において、野々山宏弁護士（前・日弁連消費者問題対策委員長・元・国民生活センター理事長）を講師に迎えます。

4、日本の消費者問題とサイレント・マジョリティー

ここで、日本の消費者政策が遅れている理由として「サイレント・マジョリティー」という考えに注目したいと思います。

「サイレント・マジョリティー」とは、物言わない（サイレント）・大多数派（マジョリティー）のことで、もともとはニクソン大統領が1970年頃、ベトナム戦争に関して、「物言わない大衆はアメリカ連邦政府を支持している」との意味で使ったと聞いています。

この「物言わない大衆」というのは実は「日本の消費者」のことだと私は思うのです。

日本人の国民性として「争いごとを嫌う」「水に流す」「欺された方が悪い」という姿勢が指摘されています。欺された消費者が自分が欺されたと訴えて被害の回復を求めたりもせず、再発

防止のために立法を求めたりもしてこなかったのです。これまで、日本の消費者は、企業や悪質業者がする消費者被害に対してほとんどクレームを言わずに黙って「泣寝入り」をしてきたわけです。たまに「米よこせ運動」とか「不良マッチ運動」が起こった程度でした。主婦連や日本消費者連盟が自然発生的に生まれてきましたが、他方で、国は、全国各地に消費者センターを作っけいき、行政が主導して消費者相談を受けたり、これを国民生活センターの統計資料に反映して、その都度その都度、消費者法を作ったり改正したりして消費者問題に対応してきたのです。

そして、昭和60年には、いわゆる豊田商事事件が起こって、高齢者を中心に被害が拡大しました。豊田商事事件とは、顧客に金の地金を購入させると言いながら、現物は豊田商事が賃借するといつて、顧客には「純金ファミリー契約証券」という「紙切れ」だけを渡し、毎年「賃料」と称して、銀行金利より高率の「賃借料」を支払うとしたものです。顧客に販売したはずの金地金など豊田商事には全く存在せず、要するに、紙切れの代わりに高額の金銭を巻き上げるという「ペーパー商法」＝「詐欺商法」に過ぎなかったのです。

高齢者を中心に、被害者の数は5万人にものぼり、被害総額は2000億円近くにもなりましたが、弁護団に結集して被害救済を求めたのは全体の20%程度でした。残り80%は泣き寝入りしたのです。この20%の被害者に対し、弁護団と破産管財人が被害回復できたのは被害額の10%に過ぎませんでした。

日本の消費者政策のこれまでの流れは「行政中心の被害救済」でした。県や市町村の消費者センターに相談をし、そこで、斡旋仲裁をしてもらう。弁護士に行くのはその後のことでした。相談員にその旨を促されてやっと重い腰を上げるのです。ところが、弁護士の方は、被害額が比較的少額であつて、かつ被害者を多数集めることが出来ず、しかも多くは泣き寝入りをする傾向の強い消費者被害についてなかなか真剣に対応できませんでした。依頼を断ったりしました。また、消費者センターから弁護士に対して直接に被害救済の「引継ぎ」を行うことは今に至るまでほとんどありません。

昨年度の消費者被害の総数を国民生活センターの統計から推察すると、被害総額が6兆円で被害者の数は1000万人だそうです。これに対してそのほとんどは救済されずに泣き寝入りになってしまっているのです。

そして、近年、加害者の方はさらに悪質化しています。「欺される方が悪い」と言っているうちはまだよい方です。今や、平気で人を欺せる人が増えているのです。高齢の老人が蓄えた老後の生活資金を奪うことが、経済の循環を良くするためにはよい行為である、と真剣にというような悪者がこの世に蔓延してきています。

国民には、それでも、「国や都道府県や市町村が何とかしてくれる」という期待があったと思います。だから、自分から行動を起こさない。後追いであっても国が法規制をしてくれると思ってきたのです。ひどい業者は警察が取り締まってくれる。何しろ欺された私が悪いのだから・・・と。

しかし、欺した奴が悪いのであって、欺された消費者が悪いのではないのです。

そして、欺す奴を野放しにする社会や国が悪いのです。

5、消費者市民社会の理念について

こういう行政中心の消費者保護政策が最近変わってきています。それが「消費者市民社会」の理念です。

消費者市民社会というのは、消費者が「国や社会によって保護されるだけの存在」から「国や社会に対して消費者の権利を行使して、よりよい国や社会の構築のために主体的に提言していく存在」になる、という理念モデルです。このようなことをこの10年くらい前から政府は言出すようになっていきます。7年半ほど前に消費者庁が出来ましたが、この消費者庁の制度理念の基礎には、この消費者市民社会の理念があります。これが本当に果たされるならば、まことに良いことです。

ところが、消費者が急に自立的に「権利を主張する」という世の中にはほど遠いのです。消費者はまだまだ「サイレント・マジョリティー」です。どうしたら「サイレント・マジョリティー」の壁を打ち破ることが出来るでしょうか。

一つ間違えると、この「消費者市民社会」概念は、国や地方行政に責任逃れのためのいいわけを与えてしまいます。「国に守ってもらおうと思うな」というわけです。

私は、消費者を取り巻く5つの存在に着目しています。それは、①行政の他に、②消費者団体③弁護士会司法書士会の専門家④学者⑤政党だと思っています。

次回は、消費者市民社会の実現のために、これら5つの存在がどうあるべきか。とりわけ、われわれ適格消費者団体のあるべき姿を、諸外国と比して考えます。

以上



検 討 委 員 会 の 窓

検 討 委 員 鈴 木 尉 久

旅行契約に付帯する免責特約の不実告知・使用差止請求訴訟について

- 1 登山用品販売業を営むモンベルのグループ会社である株式会社ベルカディアは、登山やカヌー等のツアー（募集型企画旅行）を主催している第一種旅行業者です。

同社は、標準旅行業約款どおりの募集型企画旅行契約が成立した後に、消費者に対し、事故発生の場合の免責条項に同意する旨の署名を求め、また、その際、同意書への署名なしにはツアーに参加できないと告知していました。

そこで、当ネットは、株式会社ベルカディアに対し、同意書への署名をしないと旅行サービスを受ける権利を失うかのような不実告知をやめるよう求めるとともに、免責条項自体も消費者契約法10条に抵触するとの理由で使用をやめるよう求め、平成28年9月1日、神戸地方裁判所に提訴しました。

- 2 株式会社ベルカディアは、当初は、消費者契約法8条に違反するような全部免責条項を使用していたのですが、当ネットの訴訟提起前の申入れの結果、現在は「私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法上及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。」との免責条項に改めたと主張しています。

しかし、このような免責条項は、いわゆるサルベージ条項に該当すると思われます。

サルベージ条項とは、本来であれば全部無効となるべき約款条項に、その効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の文言を付記したものを言います。たとえば、全部無効となるべき、事業者の責任減免条項や消費者の権利剥奪条項について、「法律で許容される範囲内において」という趣旨の文言を付け加える場合がこれにあたると言われています。本来であれば無効となるべき条項を、救い出して、ぎりぎり有効なところまで引き上げることを狙うことから、この名前が付けられたのです。

サルベージ条項が利用された場合、消費者は、契約から生じる権利義務について適切な情報を得ることができず、訴訟をして、ようやく自己の権利義務の範囲を確実に知ることができることとなりますが、このような事態は透明性の原則に反しています。また、サルベージ条項が利用された場合、不当条項として全部無効の疑義が持たれる契約条項であっても、有効な部分が一部でも存する可能性があるとの建前から利用し続けることが可能となり、訴訟をしない大部分の消費者に対して、事実上、無効部分も含めて不当条項全体を押し付け、泣き寝入りを強いる結果となります。

適格消費者団体による申入活動の結果、事業者がサルベージ条項に逃げ込むような事態は、許容できず、このサルベージ条項の問題が、今後、訴訟上の争点となる可能性があります。

- 3 また、本件では、標準旅行業約款どおりの旅行契約が成立しているにもかかわらず、その後、株式会社ベルカディアが消費者に対し、契約内容を変更するような免責条項特約の締結を事実上強要している点が特徴的であり、このような契約内容の変更の強制は、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」取引条件を変更すること（独占禁止法2条9項5号）、すなわち「優越的地位の濫用」に該当すると考えられます。

しかし、独占禁止法違反行為については、団体訴訟制度の導入が検討されたことはあるものの、現在まで立法化は見送られています。そのため、株式会社ベルカディアの「優越的地位の濫用」に関しては、当ネットの関係者10名が、消費者個人としての資格で原告となり、独占禁止法24条に基づく差止訴訟を提起することとし、当ネットが原告となる上記の消費者団体訴訟と併合して提訴しました。

- 4 本件訴訟の第1回口頭弁論は、平成28年10月19日午後1時10分に開催され、当ネットの代理人弁護士から、口頭での意見陳述がなされました。今回は、平成28年11月30日午後2時に電話会議の方法による弁論準備手続がなされます。

本件は、従前見られないような争点を含むユニークな訴訟であり、その訴訟の進行の様子は、当ネットのHPにて逐次掲載しますので、どうぞ応援をお願い致します。



消費者委員会の窓

大森 節子

昨年 9 月に第 4 次消費者委員を拝命して 1 年余りがたちました。2 年間の任期なので折り返し地点を過ぎたわけです。毎週火曜日は片道 door-to-door 4 時間、往復 8 時間かけて中央合同庁舎 4 号館（最初は山王パークタワーでしたが…）に通っています。行きは自家製のお弁当を、帰りは駅弁を買って、2 食新幹線で食べるのが常になりました。最初は基本計画の工程表の見直し作業があり、山の様なデータが P C に送られて来ました。訳が分からないまま、とにかく目を通さなければと裏紙に大量の資料を出力し、新幹線の中で目を通し、消費者委員会事務局に着けば同じものがもらえるので、出力した資料をシュレッダーにかけるという環境に悪い日々が続きました。通い方や準備の仕方なども慣れてきたこの頃です。

消費者委員会は基本計画の見直し以外に、消費者問題について調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行います。また、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議を実施します。消費者委員会本会議のほか消費者委員会委員以外のメンバーも加えたワーキング・グループなどの部会・専門調査会等を設置して調査審議を行います。それに加えて意見交換会やシンポジウムも開催します。とにかくやることは多いし、難しいことも多いです。

これまでの消費者委員会委員を下記にご紹介します。法律家、弁護士、関東の方が多いです。大森は異色の存在です。その私が常に考えることは、ごく普通の消費者に分かり易い委員会になって欲しいということです。今回はもっと具体的な仕事の内容についてご報告します。

第 1 次消費者委員会

(2009 年 9 月～2011 年 8 月)



(委員長) 松本 恒雄	一橋大学大学院 法学研究科教授
池田 弘一	アサヒグループホールディングス株式会社 相談役
川戸 恵子	ジャーナリスト
佐野 真理子	主婦連合会事務局長
下谷内 富士子	社団法人 全国消費生活相談員協会顧問
田島 眞	実践女子大学 生活科学部教授
中村 雅人	弁護士
日和佐 信子	雪印メグミルク株式会社 社外取締役
山口 広	弁護士

第2次消費者委員会
(2011年9月～2013年8月)

(委員長)	河上 正二	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授
	小幡 純子	上智大学法科大学院教授
	川戸 恵子	ジャーナリスト
	田島 眞	実践女子大学生生活科学部教授・学長
	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	細川 幸一	日本女子大学家政学部教授
	村井 利彰	株式会社ニチレイ代表取締役会長
	山口 広	弁護士
	吉田 直美	特定非営利活動法人くらしのサポーターズ 副理事長

第3次消費者委員会
(2013年9月～2015年8月)

(委員長)	河上 正二	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
	石戸谷 豊	弁護士
	岩田 喜美枝	公益財団法人 21 世紀職業財団会長
	齋藤 憲道	同志社大学法学部・法学研究科教授
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	橋本 智子	一般社団法人北海道消費者協会会長
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	唯根 妙子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会理事

第4次消費者委員会
(2016年10月1日現在)

(委員長)	河上正二	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	阿久澤良造	日本獣医生命科学大学学長
	池本誠司	弁護士
	大森節子	NPO 法人 C・キッズ・ネットワーク理事長
	蟹瀬令子	レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社 代表取締役
	鹿野菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	中原茂樹	東北大学大学院法学研究科教授・法科大学院長
	長田三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	樋口一清	法政大学大学院政策創造研究科教授
	増田悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会専務理事

報告

11月5日（土）三田市ウッディタウン市民センターにおいて、シンポジウム
3回シリーズ第2弾「ストップ！ザ泣き寝入り2～もうだまってへんで！
声をだして、つながって、強い消費者へ」を開催しました。

基調講演は元・帝塚山大学法学部教授でNPO法人消費者ネットジャパン（じゃこネット）理事長のタン・ミッシェル氏を講師に迎えお話しいただきました。消費者の権利や責任について解説後、タン先生の出身地であるオーストラリアの消費者問題、法政策、訪問販売・電話勧誘規制について日本と比較し、法規制強化のためには消費者自身が権利を自覚し、団結して声を上げることが重要と述べられました。

アド☆コン座による寸劇『健康食品ネット通販「お試しのつもりが定期購入に！」』。毎回随所にユーモア満載のアドリブがあり会場を沸かせてくれます。当団体の差止請求事例をテーマに楽しい寸劇があり、その後検討委員の北村拓也弁護士が法的な問題点や解決方法を解説。事例の実演と法的根拠補完の内容で、みなさん満足して下さいました。

〇×クイズで学ぶ“消費者問題あれこれ”。毎回好評の〇×クイズ。今回は大森節子理事の進行と鈴木専務理事の解答解説により楽しく学びました。難問・引っ掛け問題・意外な回答の出題に「ちょっと難しいが解説が分かり易かった。」と感想をいただきました。

最後は山崎理事長が、日本の消費者団体や国家体制の現状はオーストラリアと比較すると20年遅れであること、その差を縮めるための適格消費者団体の役割や目標などを述べ、ひょうご消費者ネットの認知を高めるための支援を力強く呼びかけ終了しました。今回も今後の活動につながる有意義なシンポジウムを実施できたと思います。

事務局 大森

「ストップ！ザ泣き寝入り2 I N三田」に参加して

米谷千景

感想

2016年11月5日、三田市ウッディタウン市民センターにて開催されまし、ひょうご消費者ネットシンポジウムに参加しました。昨年は、神戸市でのシンポジウムに参加しましたが、今年は、職場のある三田市での初めての開催だったので、楽しみで消費生活相談員や知人などに声をかけました。

タン・ミッシェルさんの『私たちのくらしと消費者問題』『消費者問題と消費者の権利』『豪州の消費者法の考え方』『訪問販売、電話勧誘販売の規制強化に向けて』と大変わかりやすく、また、再認識する内容が多く、考え方などこれから役立つ点があちこちにありました。最後の、消費者の権利を意識し、団結して声を上げることが成功につながるということが印象に残り、あっという間の時間で、まだまだタンさんのお話を聞きたいという気持ちになりました。

アドコン座の寸劇は、お試しのつもりが定期購入になるという相談の多い事例を楽しくわかりやすくできていて、啓発に寸劇は効果的だ、と再認識しました。

〇×クイズは、昨年より一気にむつかしくなっていてびっくり。次回は、全問正解を狙います。鈴木弁護士と大森理事の掛け合いのテンポの良さが、好評でした。

最後に、山崎理事長の熱のこもったお話を伺い、初めて参加した人たちは、「すごいね。」とパワーをいただいた感じでした。会員にお誘いしたいと思っています。三田市内からの参加者が少なかったことが気になりました。次回三田で開催されるときに向けて、何かできることがないか考えていきたいです。

地方消費者フォーラム開催します

地域の安全・安心な消費生活実現には、地域における消費者問題解決力の向上が不可欠であり、地域の活性化がカギとなる。この趣旨のもと、平成 22 年度から全国を 8 ブロックに分けて「地方消費者フォーラム」が開催されています。

近畿ブロックでは今回初めて兵庫が主催県となり

平成 29 年 2 月 20 日（月）10：30～16：20 に、兵庫県農業会館において

平成 28 年度地方消費者フォーラム in ひょうご

広げよう地域へ！つなげよう世代を超えて！

と題して、フォーラムを開催します。

午前は米国の消費者運動の歴史をつづった『チェンジメーカーズ～消費者の権利のための闘い～』の上映会と、この映画を発掘したタン・ミッシェル氏の解説を行います。午後は壁新聞リレー紹介や兵庫県下の団体による取組報告、小グループに分かれて行うワークショップなど盛りだくさんのプログラムとなっています。全体会と並行して別室では壁新聞交流会も行います。今回は学生などの若い消費者に参加・発表を促しており、世代を超えた交流ができるものと期待しています。

今年は兵庫県での開催であるため、事務局はC・キッズ・ネットワーク、兵庫県生活協同組合連合会、そしてひょうご消費者ネットが担当します。なかでも私たちひょうご消費者ネットは開催支援業務を受託しており、開催準備から当日の会場運営、開催後の報告までを担っています。特にフォーラム当日には多くの人の手が必要になります。会員のみなさまにはご協力をお願いすることもあります。その際にはどうぞよろしくお願いします。ご案内チラシはホームページでも掲載します。

文責：金山順子

リレートーク

11 月 14 日 宮下美恵子

今年もあっという間に 1 年が過ぎようとしています。

お正月といえばお雑煮が思い浮かびますが、実家では元旦は根菜と丸餅の白みそ仕立て、2 日目は水菜、鶏肉と焼いた角もちのすまし汁のお雑煮を食べます。

お雑煮は地域や家庭によって、具材はもちろんだしの取り方やみそやしょうゆの種類が違い、この時期ちょっとした話題のネタになりますが、一つとして同じものはなく、食文化の宝庫だなと感じています。古今東西の具材に興味を抱きつつも、今年もやはりいつものお雑煮をいただき、お正月を満喫していることでしょう。

この先何十年後には、土用の丑の日はウナギでなくさんま（もしくはナマズ？）のかば焼き、かぼちゃは冬至でなくハロウィンで食べるものになっているのかもしれないけれど、お正月は変わらずいつものお雑煮を食べていたいと思います。

皆様よいお年をお迎えください。

特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット